

適格退職年金解約に伴う一時金が振り込まれた
労組員および関係者各位

わかやま市民生協労働組合
執行委員会

適格退職年金解約に伴う不利益を取り戻す学習会



酷暑が続く中での活動お疲れ様です。さて、適格退職年金制度の廃止に伴い、わかやま市民生協は積み立ててきた退職金の資金を他の年金制度への移行などを行わず、一時金として職員に振り込みました。これに伴い、退職金であれば発生しない税金が一時金所得として見なされた為に発生することとなりました。わかやま市民生協常勤役員会の適年解約に伴う対応についてのすすめ方そのものについても問題意識を持つとともに、労組員のみならず、わかやま市民生協で働く職員に不利益が発生させた事に対して訴訟も含めて取り戻すための学習会を弁護士を迎えて開催する事としました。各位多忙な中とは思いますが、是非ご参加下さい。

日時：8月17日(土) 10:00~12:00

場所：わかやま市民生協 本部2F 組合員ホール

参加予定弁護士：上野 正紀弁護士(他数名の弁護士も協力予定)



尚、当日は各自適格退職年金解約に伴って発生した一時金やその確定申告時の納税金額や資料、住民税などわかるものを持参下さい。

既に退職された皆様へもご案内をしています。是非ご参加下さい。また、現在のご連絡先などをお知らせいただくと幸いです。(わかやま市民生協労働組合 mail@wacooplu.jp)